

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会内規

(目的)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部、大学院数理科学研究科及び大学院情報学環の教育・研究並びに運営に関する共通の重要な事項を審議するため、「東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会（以下「教授会」という。）内規」に基づき、大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会（以下「拡大教授会」という。）を置く。

(構成)

第2条 拡大教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教授会内規第2条に定める教授会構成員
- (2) 大学院数理科学研究科から推薦された専任の教授、准教授及び講師
- (3) 大学院情報学環から推薦された専任の教授、准教授及び講師

(議長)

第3条 拡大教授会は、大学院総合文化研究科長及び教養学部長（以下「研究科長」という。）がこれを招集し、議長となる。議長に事故あるときは、副研究科長及び副学部長が代行することができる。

(審議事項)

第4条 拡大教授会は、本内規第1条の定めるところにより、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育研究に関すること
- (2) 管理、運営に関すること
- (3) 規則及び内規等の制定、改廃に関すること
- (4) 予算に関すること
- (5) 教員の人事に関すること
- (6) その他研究科長が必要と認めること

(定足数等)

第5条 拡大教授会は、構成員の半数以上の出席を必要とする。

2 拡大教授会における議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、教員選考に関する規定等に別段の定めがある場合は、その規定を適用する。

3 拡大教授会の構成員のうち、次の各号に掲げる者は、定足数の基礎となる数から除外する。

- (1) 休職者及び長期病休者
- (2) 出張者及び海外渡航者
- (3) やむを得ない公務に従事する者（原則として届出のある者に限る。）

(事前協議)

第6条 拡大教授会において審議する事項のうち、大学院数理科学研究科及び大学院情報

学環の了承が必要な事項については、あらかじめ、研究科長が大学院数理科学研究科長及び大学院情報学環長と協議調整を行うものとし、原則として大学院総合文化研究科・教養学部総務委員会に提案のうえ、その了承を得るものとする。

(臨時の会議)

第7条 研究科長は、大学院数理科学研究科長及び大学院情報学環長と協議のうえ、必要と認めるときは、臨時に拡大教授会を招集することができる。

(事務)

第8条 拡大教授会に関する事務は、事務部総務課がこれを処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成4年4月16日から施行する。
- 2 この内規は、教養学部教授会内規附則第2項に基づき定める。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規附則第3項に基づき定める。
- 3 第2条第2号に定める構成員は、年度当初に推薦されたものとする。
- 4 内規第4条第1号に定める基礎科学科は、当分の間、基礎科学科第一と読み替える。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年6月18日から施行し、改正後の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。